

別紙

第1 法人税基本通達関係

昭和44年5月1日付直審(法)25「法人税基本通達の制定について」(法令解釈通達)のうち次の「改正前」欄に掲げるものをそれぞれ「改正後」欄のように改める。

一 省略用語例

改 正 後	改 正 前
省 略 用 語 例	省 略 用 語 例
<p>法人税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法 法人税法 令 法人税法施行令 規則 法人税法施行規則 措置法 租税特別措置法 措置法令 租税特別措置法施行令 措置法規則 租税特別措置法施行規則 通則法 国税通則法 通則法令 国税通則法施行令 通則法規則 国税通則法施行規則 耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令 旧資産流動化法 特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律等の一部を改正する法律(平成12年法律第97号)第1条の規定による改正前の特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律</p>	<p>法人税基本通達において使用した次の省略用語は、それぞれ次に掲げる法令等を示すものである。</p> <p>法 法人税法 令 法人税法施行令 規則 法人税法施行規則 措置法 租税特別措置法 措置法令 租税特別措置法施行令 措置法規則 租税特別措置法施行規則 通則法 国税通則法 通則法令 国税通則法施行令 通則法規則 国税通則法施行規則 耐用年数省令 減価償却資産の耐用年数等に関する省令</p>

二 目 次

改 正 後	改 正 前
第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税	(新 設)

三 収益等の計上に関する通則

改 正 後	改 正 前
<p>(利益の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-27 法人が他の法人から受ける利益の配当、中間配当（商法第 293条ノ5第1項《中間配当》、資産の流動化に関する法律第 102条第1項《中間配当》又は旧資産流動化法第 102条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配をいう。以下同じ。）、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（以下2-1-31までにおいてこれらを「利益の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の収益とする。…</p> <p>……………</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-32 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>……………当該事業年度における13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値の平均値又は13の2-1-2に定める電信買相場の平均値をいう。)</p> <p>□ ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(有価証券の空売りに係る利益相当額等の外貨換算)</p> <p>2-1-48 ……………</p> <p>……………当該事業年度終了の日の13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値……………当該利益の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信買相場、当該損失の額に相当する金額については13の2-1-2に定める電信売相場……………</p> <p>……………</p>	<p>(利益の配当等の帰属の時期)</p> <p>2-1-27 法人が他の法人から受ける利益の配当、中間配当（商法第 293条ノ5第1項《中間配当》又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第 102条第1項《中間配当》に規定する金銭の分配をいう。以下同じ。）、剰余金の分配又は証券投資信託の収益の分配（以下2-1-31までにおいてこれらを「利益の配当等」という。）の額は、次に掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる日の属する事業年度の収益とする。……………</p> <p>(償還有価証券に係る調整差損益の計上)</p> <p>2-1-32 ……………</p> <p>(1) ……………</p> <p>(2) ……………</p> <p>(3) ……………</p> <p>イ ……………</p> <p>……………当該事業年度における対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場の仲値の平均値又は対顧客直物電信買相場の平均値をいう。)</p> <p>□ ……………</p> <p>(4) ……………</p> <p>(5) ……………</p> <p>(6) ……………</p> <p>(有価証券の空売りに係る利益相当額等の外貨換算)</p> <p>2-1-48 ……………</p> <p>……………当該事業年度終了の日の対顧客直物電信売相場（以下2-1-48において「電信売相場」という。）と対顧客直物電信買相場（以下2-1-48において「電信買相場」という。）の仲値……………当該利益の額に相当する金額については電信買相場、当該損失の額に相当する金額については電信売相場……………</p>

四 収益及び費用の帰属時期の特例

改 正 後	改 正 前
<p>(外貨建工事に係る契約の時にける為替相場)</p> <p>2-4-20</p> <p>.....13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》の 本文及び(注)1から3までに定める為替相場.....</p>	<p>(外貨建工事に係る契約の時にける為替相場)</p> <p>2-4-20</p> <p>.....13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に 定める為替相場.....</p>

五 負債の利子の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>3-2-12 令第22条第1項第1号《総資産の帳簿価額》に規定する総資産の帳簿価額(以下3-2-12の3までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4) <u>退職給付信託における信託財産の額が、退職給与引当金勘定の金額と相殺されて貸借対照表の資産の部に計上されず、注記の方法により貸借対照表に計上されている場合には、当該信託財産の額を加算した金額を総資産の帳簿価額とすることができる。</u></p> <p>(5)</p> <p>(6)</p> <p>(7)</p>	<p>(総資産の帳簿価額の計算)</p> <p>3-2-12 令第22条第1項第1号《総資産の帳簿価額》に規定する総資産の帳簿価額(以下3-2-12の3までにおいて「総資産の帳簿価額」という。)の計算については、次に掲げるような場合には、次による。</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>(5)</p> <p>(6)</p>

六 棚卸資産の取得価額

改 正 後	改 正 前
<p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p>	<p>(製造原価に算入しないことができる費用)</p>

5-1-4 次に掲げるような費用の額は、製造原価に算入しないことができる。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7) 複写して販売するための原本となるソフトウェアの償却費の額
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)
- (15)

5-1-4 次に掲げるような費用の額は、製造原価に算入しないことができる。

- (1)
- (2)
- (3)
- (4)
- (5)
- (6)
- (7)
- (8)
- (9)
- (10)
- (11)
- (12)
- (13)
- (14)

七 減価償却資産の範囲

改 正 後	改 正 前
<p><u>(研究開発のためのソフトウェア)</u> <u>7-1-8の2 法人が、特定の研究開発にのみ使用するため取得又は製作をしたソフトウェア(研究開発のためのいわば材料となるものであることが明らかかなものを除く。)</u>であっても、<u>当該ソフトウェアは減価償却資産に該当することに留意する。</u> <u>(注) 当該ソフトウェアが耐用年数省令第2条第4号に規定する開発研究の用に供されている場合には、耐用年数省令別表第八に掲げる耐用年数が適用されることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

八 固定資産の取得価額等

改 正 後	改 正 前

<p>(自己の製作に係るソフトウェアの取得価額等)</p> <p>7-3-15の2 自己の製作に係るソフトウェアの取得価額については、令第54条第1項第2号の規定に基づき、当該ソフトウェアの製作のために要した原材料費、労務費及び経費の額並びに当該ソフトウェアを事業の用に供するために直接要した費用の額の合計額となることに留意する。</p> <p>この場合、その取得価額については適正な原価計算に基づき算定することとなるのであるが、法人が、原価の集計、配賦等につき、合理的であると認められる方法により継続して計算している場合には、これを認めるものとする。</p> <p>(注) 他の者から購入したソフトウェアについて、そのソフトウェアの導入に当たって必要とされる設定作業及び自社の仕様に合わせるために行う付随的な修正作業等の費用の額は、当該ソフトウェアの取得価額に算入することに留意する。</p> <p>(ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる費用)</p> <p>7-3-15の3 次に掲げるような費用の額は、ソフトウェアの取得価額に算入しないことができる。</p> <p>(1) 自己の製作に係るソフトウェアの製作計画の変更等により、いわゆる仕損じがあったため不要となったことが明らかなものに係る費用の額</p> <p>(2) 研究開発費の額（自社利用のソフトウェアについては、その利用により将来の収益獲得又は費用削減にならないことが明らかなものに限る。）</p> <p>(3) 製作等のために要した間接費、付随費用等で、その費用の額の合計額が少額（その製作原価のおおむね3%以内の金額）であるもの</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>
--	---------------------------

九 除却損失等

改 正 後	改 正 前
<p>(ソフトウェアの除却)</p> <p>7-7-2の2 ソフトウェアにつき物理的な除却、廃棄、消滅等がない場合であっても、次に掲げるように当該ソフトウェアを今後事業の用に供しないことが明らかな事実があるときは、当該ソフトウェアの帳簿価額（処分見込価額がある場合には、これを控除した残額）を当該事実が生じた日の属する</p>	<p>(新 設)</p>

事業年度の損金の額に算入することができる。

- (1) 自社利用のソフトウェアについて、そのソフトウェアによるデータ処理の対象となる業務が廃止され、当該ソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合、又はハードウェアやオペレーティングシステムの変更等によって他のソフトウェアを利用することになり、従来のソフトウェアを利用しなくなったことが明らかな場合
- (2) 複写して販売するための原本となるソフトウェアについて、新製品の出現、バージョンアップ等により、今後、販売を行わないことが社内りん議書、販売流通業者への通知文書等で明らかな場合

第2款 総合償却資産の除却価額等

(総合償却資産の除却価額)

7-7-3

(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)

7-7-3の2

(償却額の配賦がされている場合の除却価額の計算の特例)

7-7-3の3

第2款 総合償却資産の除却価額等

(総合償却資産の除却価額)

7-7-2の2

(償却額の配賦がされていない場合の除却価額の計算の特例)

7-7-2の3

(償却額の配賦がされている場合の除却価額の計算の特例)

7-7-3

十 資本的支出と修繕費

改 正 後	改 正 前
<p>(ソフトウェアに係る資本的支出と修繕費)</p> <p>7-8-6の2 <u>法人が、その有するソフトウェアにつきプログラムの修正等を行った場合において、当該修正等が、プログラムの機能上の障害の除去、現状の効用の維持等に該当するときはその修正等に要した費用は修繕費に該当し、新たな機能の追加、機能の向上等に該当するときはその修正等に要した費用は資本的支出に該当することに留意する。</u></p> <p>(注) <u>既に有しているソフトウェア、購入したパッケージソフトウェア等の仕様を大幅に変更して、新たなソフトウェアを製作するための費用は、原則として取得価額となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p>

十一 繰延資産の意義及び範囲

改 正 後	改 正 前
<p>8-1-7 削除</p>	<p>(ソフトウェアの開発費用)</p> <p>8-1-7 他の方からソフトウェアの提供を受け、又は他の方に委託してソフトウェアを開発した場合におけるその提供を受けるため、又は委託するために要した費用は、令第14条第1項第9号ハ《役務の提供を受けるための権利金等》に規定する繰延資産に該当する。</p> <p>(注) 法人がソフトウェアの開発に関連して他の方に支払った費用のうち次に掲げるものは、本文に掲げる費用に該当しない。</p> <p>1 自らソフトウェアを開発するために他の方から技術者の派遣を受けた場合(実質的に当該他の方に開発を委託したと認められる場合を除く。)のその派遣を受けるために要した費用</p> <p>2 自ら開発したソフトウェアについて他の方にコーディングのみを行わせた場合のそのコーディングのために要した費用</p>

十二 繰延資産の償却期間

改 正 後	改 正 前																
<p>(繰延資産の償却期間)</p> <p>8-2-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">該 当 項</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">償 却 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令号る掲 第八たげ 十〆める 四役の費 条務権用 第提利</td> <td style="text-align: center;">ノーハウの頭 金等(8-1 -6)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5年(設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、その有効期間の年数)</td> </tr> </tbody> </table>	該 当 項	種 類	細 目	償 却 期 間	令号る掲 第八たげ 十〆める 四役の費 条務権用 第提利	ノーハウの頭 金等(8-1 -6)		5年(設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、その有効期間の年数)	<p>(繰延資産の償却期間)</p> <p>8-2-3</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">該 当 項</th> <th style="text-align: center;">種 類</th> <th style="text-align: center;">細 目</th> <th style="text-align: center;">償 却 期 間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">令号る掲 第八たげ 十〆める 四役の費 条務権用 第提利</td> <td style="text-align: center;">ノーハウの頭 金等(8-1 -6)</td> <td></td> <td style="text-align: center;">5年(設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、その有効期間の年数)</td> </tr> </tbody> </table>	該 当 項	種 類	細 目	償 却 期 間	令号る掲 第八たげ 十〆める 四役の費 条務権用 第提利	ノーハウの頭 金等(8-1 -6)		5年(設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、その有効期間の年数)
該 当 項	種 類	細 目	償 却 期 間														
令号る掲 第八たげ 十〆める 四役の費 条務権用 第提利	ノーハウの頭 金等(8-1 -6)		5年(設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、その有効期間の年数)														
該 当 項	種 類	細 目	償 却 期 間														
令号る掲 第八たげ 十〆める 四役の費 条務権用 第提利	ノーハウの頭 金等(8-1 -6)		5年(設定契約の有効期間が 5年未満である場合におい て、契約の更新に際して再び 一時金又は頭金の支払を要す ることが明らかであるとき は、その有効期間の年数)														

一供金 項を等 第受≍ 九けに			
--------------------------	--	--	--

(注)1
2

一供金 項を等 第受≍ 九けに	ソフトウェア の開発費用（ 8-1-7）		5年
--------------------------	----------------------------	--	----

(注)1
2

十三 資産の評価損

改 正 後	改 正 前
<p>(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> <p>9-1-5 令第68条第1号ニ《棚卸資産の評価損の計上ができる事実》に規定する「イから八までに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、棚卸資産につき評価換えをする必要が生じたこと。</u></p> <p>(棚卸資産について評価損の計上ができない場合)</p> <p>9-1-6令第68条第1号《<u>棚卸資産の評価損の計上ができる事実</u>》...</p> <p>(外国有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9-1-10当該事業年度終了の日における13の2-1-2《<u>外貨建取引及び発生時換算法の円換算</u>》に定める<u>電信売買相場の仲値により円換算した金額</u>.....</p> <p>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</p> <p>9-1-14</p>	<p>(棚卸資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)</p> <p>9-1-5 令第68条第1号ニ《<u>たな卸資産の評価損の計上ができる事実</u>》に規定する「イから八までに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。</p> <p>(1)</p> <p>(2) <u>和議法の規定による和議の開始決定があったことにより、棚卸資産につき評価換えをする必要が生じたこと。</u></p> <p>(棚卸資産について評価損の計上ができない場合)</p> <p>9-1-6令第68条第1号《<u>たな卸資産の評価損の計上ができる事実</u>》</p> <p>(外国有価証券の発行法人の資産状態の判定)</p> <p>9-1-10当該事業年度終了の日における<u>電信売買相場の仲値（対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値という。）</u>により円換算した金額.....</p> <p>(上場有価証券等以外の株式の価額の特例)</p> <p>9-1-14</p>

.....178 から189 - 7まで.....

- (1)同通達189 - 3の(1).....
- (2)
- (3)

(固定資産について評価損の計上ができる「準ずる特別の事実」の例示)

9-1-16 令第68条第3号へ《固定資産の評価損の計上ができる事実》に規定する「イからホまでに準ずる特別の事実」とは、例えば、次のような事実をいう。

- (1) 法人の有する固定資産がやむを得ない事情によりその取得の時から1年以上事業の用に供されないため、当該固定資産の価額が低下したと認められること。
- (2) 民事再生法の規定による再生手続開始の決定があったことにより、固定資産につき評価換えをする必要が生じたこと。

.....178 から189 - 6まで.....

- (1)同通達189 - 2の(1).....
- (2)
- (3)

(事業供用が著しく遅延する場合の評価損)

9-1-16 法人の有する固定資産がやむを得ない事情によりその取得の時から1年以上事業の用に供されないため、当該固定資産の価額が低下したと認められる場合には、当該固定資産について令第68条第3号へ《固定資産の評価損の計上ができる事実》に掲げる「イからホまでに準ずる特別の事実」が生じたものとする。

十四 貸倒損失

改 正 後	改 正 前
<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。</p> <p>(1) 会社更生法若しくは金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定又は民事再生法の規定による再生計画の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は破産法の規定による強制和議の認可の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>	<p>(金銭債権の全部又は一部の切捨てをした場合の貸倒れ)</p> <p>9-6-1 法人の有する金銭債権について次に掲げる事実が発生した場合には、その金銭債権の額のうち次に掲げる金額は、その事実の発生した日の属する事業年度において貸倒れとして損金の額に算入する。</p> <p>(1) 会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生計画の認可の決定があった場合において、その決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(2) 商法の規定による特別清算に係る協定の認可若しくは整理計画の決定又は和議法の規定による和議(強制和議を含む。)の決定があった場合において、これらの決定により切り捨てられることとなった部分の金額</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p>

十五 外貨建取引に係る会計処理等

改 正 後	改 正 前
<p>(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)</p> <p>13の2-1-2対顧客直物電信売相場(以下この章において「電信売相場」という。)と対顧客直物電信買相場(以下この章において「電信買相場」という。)の仲値(以下この章において「電信売買相場の仲値」という。) <u>(注)1 本通達の本文の電信売相場、電信買相場及び電信売買相場の仲値については、原則として、その法人の主たる取引金融機関のものによることとするが、法人が、同一の方法により入手等をした合理的なものを継続して使用している場合には、これを認める。</u></p> <p>2 (1)これらの日における電信売買相場の仲値</p> <p>(2)</p> <p>3以下この(注)3において.....</p> <p>4以下この(注)4において.....</p> <p>5本通達の本文及び(注)2から4まで.....</p> <p>6</p>	<p>(外貨建取引及び発生時換算法の円換算)</p> <p>13の2-1-2対顧客直物電信売相場(以下この章において「電信売相場」という。)と対顧客直物電信買相場(以下この章において「電信買相場」という。)の仲値.....</p> <p>(注)</p> <p>1 (1)これらの仲値(以下この章において「電信売買相場の仲値」という。)</p> <p>(2)</p> <p>2以下この(注)2において.....</p> <p>3以下この(注)3において.....</p> <p>4本通達の本文及び(注)1から3まで.....</p> <p>5</p>

十六 所得税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(1年決算法人からの配当に係る所得税控除額の所有期間あん分)</p> <p>16-2-4 法人が、商法第293条ノ5第1項《中間配当》、<u>資産の流動化に関する法律第102条第1項《中間配当》又は旧資産流動化法第102条第1項《中間配当》の規定によりその定款において中間配当をする旨を定めている法人から利益の配当の支払を受けた場合における当該利益の配当に係る令第</u></p>	<p>(1年決算法人からの配当に係る所得税控除額の所有期間あん分)</p> <p>16-2-4 法人が、商法第293条ノ5第1項《中間配当》<u>又は特定目的会社による特定資産の流動化に関する法律第102条第1項《中間配当》の規定によりその定款において中間配当をする旨を定めている法人から利益の配当の支払を受けた場合における当該利益の配当に係る令第140条の2第2項《法</u></p>

140 条の2第2項《法人税額から控除する所得税額の計算》に規定する「配当等の計算の基礎となった期間」は、当該中間配当をする旨を定めている法人が当該利益の配当をした事業年度において中間配当の支払をしなかった場合であっても、同項に規定する一定の日の翌日から当該事業年度終了の日までの期間となることに留意する。

人税額から控除する所得税額の計算》に規定する「配当等の計算の基礎となった期間」は、当該中間配当をする旨を定めている法人が当該利益の配当をした事業年度において中間配当の支払をしなかった場合であっても、同項に規定する一定の日の翌日から当該事業年度終了の日までの期間となることに留意する。

十七 外国税額の控除

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人税の換算)</p> <p>16-3-49</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....当該内国法人の事業年度終了の日の13の2-1-2《外貨建取引及び発生時換算法の円換算》に定める電信売買相場の仲値(以下16-3-51において同じ。)</p> <p>(5)</p>	<p>(外国法人税の換算)</p> <p>16-3-49</p> <p>(1)</p> <p>(2)</p> <p>(3)</p> <p>(4)</p> <p>イ</p> <p>ロ</p> <p>.....当該内国法人の事業年度終了の日の電信売買相場の仲値(対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値をいう。以下16-3-51において同じ。)</p> <p>(5)</p>

十八 還付

改 正 後	改 正 前
<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17-2-3 法第81条第4項《欠損金の繰戻しによる還付の特例》に規定する「更生手続の開始」とは、会社更生法又は金融機関等の更生手続の特例等に関する法律の規定による更生手続の開始の申立て(会社更生法第38条《手続開始の条件》等の規定により更生手続の開始の申立てが棄却された場合のその申立てを除く。)があったことをいうものとする。</p>	<p>(更生手続の開始の意義)</p> <p>17-2-3 法第81条第4項《欠損金の繰戻しによる還付の特例》に規定する「更生手続の開始」とは、会社更生法の規定による更生手続の開始の申立て(同法第38条《手続開始の条件》の規定により更生手続の開始の申立てが棄却された場合のその申立てを除く。)があったことをいうものとする。</p>

十九 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税

改 正 後	改 正 前
<p>第17章の2 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税</p> <p>(特定信託の各計算期間の所得に対する法人税)</p> <p>17の2-1-1 特定信託の各計算期間の所得に対する法人税については、各事業年度の所得に対する法人税の取扱いに準じて取り扱う。</p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>

二十 退職年金等積立金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の<u>一単位当たりの帳簿価額の算出の方法</u>)</p> <p>18-1-2有価証券とは別個にその<u>一単位当たりの帳簿価額の算出の方法</u>を選定することに留意する。</p>	<p>(退職年金業務等に係る信託財産に属する有価証券の<u>評価の方法</u>)</p> <p>18-1-2有価証券とは別個にその<u>評価の方法</u>を選定することに留意する。</p>

二十一 国内源泉所得に係る所得の金額の計算

改 正 後	改 正 前
<p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>20-3-7 (1)当該事業年度終了の日の13の2-1-2《<u>外貨建取引及び発生時換算法の円換算</u>》に定める<u>電信売買相場</u>の<u>仲値</u>(以下20-3-14までにおいて同じ。)..... (2)</p>	<p>(外国法人の総資産価額等の計算)</p> <p>20-3-7 (1)当該事業年度終了の日の<u>対顧客直物電信売相場と対顧客直物電信買相場との仲値</u>(以下20-3-14までにおいて「<u>電信売買相場</u>の<u>仲値</u>」という。)..... (2)</p>

二十二 経過的取扱い

改 正 後	改 正 前
<p><u>(経過的取扱い(1)…改正通達の適用時期)</u> <u>この法令解釈通達による改正後の法令解釈通達の適用に関し、次に掲げる事項については、それぞれ次による。</u></p> <p>(1) <u>この法令解釈通達による改正後の9-1-5の(2)、9-1-16の(2)及び9-6-1の(1)(2)の取扱いは、平成12年4月1日以後にされる民事再生法の規定による再生手続開始の申立てに係る再生事件について適用し、同日前にされた同法附則第2条《和議法及び特別和議法の廃止》の規定による廃止前の和議法の規定による和議開始の申立てに係る和議事件については、なお従前の例による。</u></p> <p>(2) <u>この法令解釈通達による改正後の2-1-27、16-2-4及び17の2-1-1の取扱いは、平成12年11月30日から適用する。</u></p> <p><u>(経過的取扱い(2)…施行日前に製作を開始したソフトウェアの取得価額)</u> <u>法人が平成12年4月1日以後に取得したソフトウェアのうち、同日前に製作を開始したものの取得価額については、法人税法施行令の一部を改正する政令(平成12年政令第145号)附則第3条の規定により、平成12年3月31日までに損金の額に算入されるべき原材料費、労務費及び経費の額を控除した金額となることに留意する。</u></p>	<p>(新 設)</p> <p>(新 設)</p>